

退職等年金給付制度の 財政計算と掛金率など

国家公務員共済組合制度に新たに設けられる退職等年金給付は、組合員の皆さまと事業主である国などの両者の負担による積立方式^注の給付です。

この退職等年金給付に関して組合員の皆さまにご負担いただく掛金を算定する際の掛金率や、給付額の算定に必要な付与率等については、国家公務員共済組合連合会が定めることとされています。

このリーフレットでは、退職等年金給付に関して国家公務員共済組合連合会が定めることとされている内容、平成27年6月29日に開催された財政制度等審議会・国家公務員共済組合分科会で示された財政計算の考え方などをご紹介します。

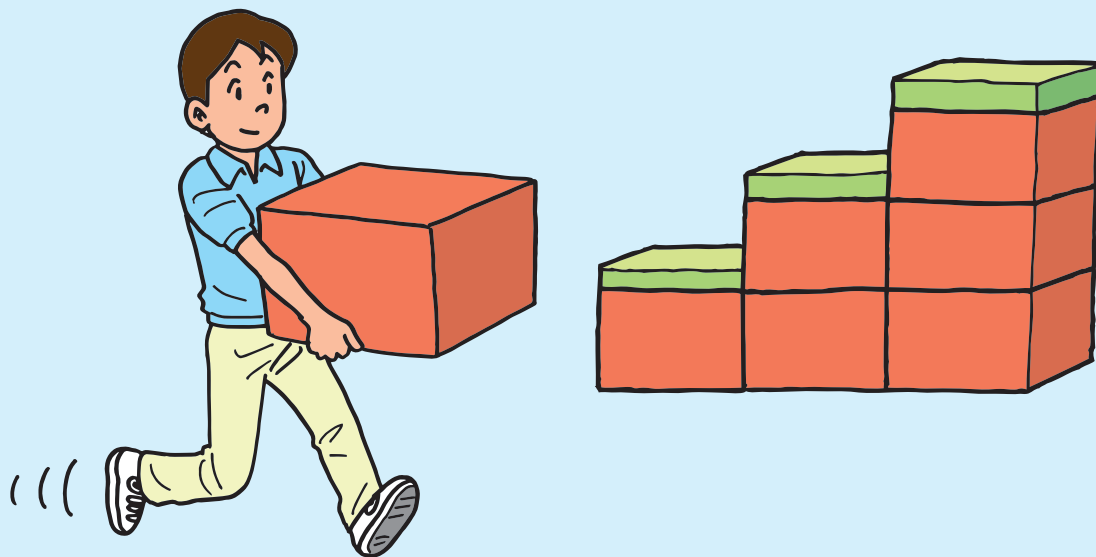
(注) 積立方式とは、組合員の皆さまご自身が年金を受給するときに必要な額を組合員である間に積み立てておく方式をいいます。

なお、これに対して現在の共済年金制度は、賦課方式の考え方を取り入れ、年金支給のために必要な費用をその時々保険料と積立金とその運用収入で賄う財政方式となっています。

退職等年金給付の概要

- ・ 退職年金の半分は有期年金、半分は終身年金
- ・ 有期年金は、20年受給または10年受給を選択（一時金選択も可）
- ・ 本人死亡の場合、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族が一時金として受給
- ・ 財政運営は積立方式。保険料率の上限を法律で明記（事業主の負担を含めて1.5%）
- ・ 公務障害年金および公務遺族年金を設計
- ・ 服務規律維持の観点から、信用失墜行為などに対する支給制限措置を導入

※ あわせて「平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されます（平成26年10月発行リーフレット）」もご覧ください（ホームページからもご覧頂けます）。



退職等年金給付は、**組合員と事業主（国等）の両者の負担による積立方式**の給付です



退職等年金給付は、組合員の皆さまが共済制度に加入されている間^{注1}、掛金の標準となった報酬を受け取るごとに**組合員本人と事業主(国等)の両者の負担により積立て**を行い、その積み立てた総額(利子付き)の**半分を終身年金**として、**半分を有期年金（または一時金）として受け取る**制度です。

注1：平成27年10月1日以降の期間に限られます。

ポイント！

「積み立てる」ために **掛金率・付与率・基準利率**

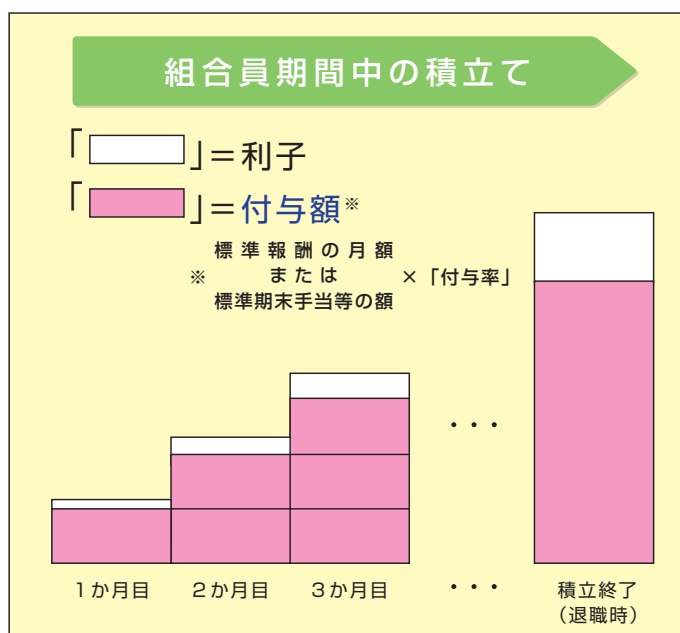
「給付する」ために **年金現価率（終身・有期ごと）**

の設定が必要となります。

ここでは、退職等年金給付の一つである「退職年金」を例に挙げ、国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」）が定める必要のある率がどのように年金の計算に用いられるのかご説明します。

「積み立てる」ための 掛金率・付与率・基準利率

平成27年10月以降は、組合員の皆さまに毎月の給与等が支給される際に標準報酬の月額または標準期末手当等の額に対し、連合会の定款で定める「**掛金率^{注2}**」を乗じた掛金（退職等年金掛金）を、**厚生年金の保険料とは別に新たにご負担**いただくこととなります。



この新たな掛金をご負担いただくことにより、組合員の皆さま個人ごとに、掛金の基礎となった標準報酬の月額または標準期末手当等の額に対し、連合会の定款で定める「**付与率**」を乗じた「付与額」とこれに対する「利子（連合会の定款で定める「**基準利率^{注3}**」をもとに付利）」が累積します（複利計算）。

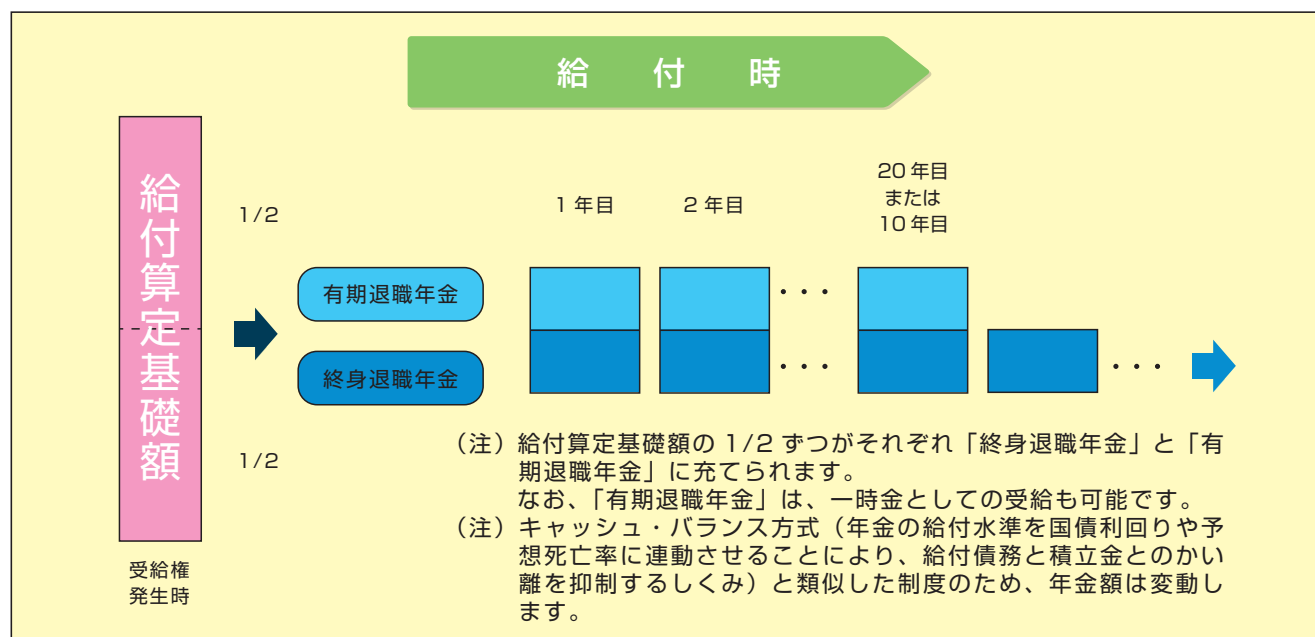
注2：組合員の皆さまにご負担いただく率。法律上、0.75%が上限。

注3：国債利回り等に連動。5頁参照。

「給付する」ための 年金現価率（終身・有期ごと）

組合員である間に積み立てられた「付与額」と「利子」の累積額は、「退職年金」の受給権が生ずるまで引き続き「基準利率」をもとに付利され続けます。この受給権が生じるまで付利され続けた総額を「給付算定基礎額」といいます。

組合員の皆さまはこの個人ごとの「給付算定基礎額」の1/2を「終身退職年金」として、残りの1/2を「有期退職年金」として受給することになります。



上記の図で示すとおり「給付算定基礎額」を基礎として「退職年金」が計算されることになります。この「給付算定基礎額」から年金額を計算する際に用いる率を「年金現価率」といい、連合会の定款で定めることとされています※。

なお、「終身退職年金」と「有期退職年金」とでは年金を受給する期間などが異なることから、別々の「年金現価率」を定める必要があります。

※「退職年金」では、厚生年金などの公的年金とは異なり、給付の基礎となる標準報酬の月額等について、物価や賃金の変動を基礎とした再評価は行われません。

次頁以降では、これらの率を定めるにあたり、法令などにより、どのような前提の上に算定することとされているかご紹介していきます。

※ 退職等年金給付に関する詳細については、ホームページをご覧ください。

トップ

年金制度改革

被用者年金制度の一元化など

<http://www.kkr.or.jp/seidokaikaku/27ichigenka/>



「基準利率」の設定

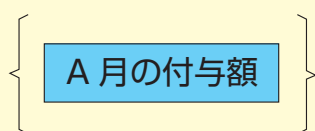
ポイント！

- ◆ 国債利回りを基礎とする
- ◆ 積立金の運用状況とその見通しを勘案
- ◆ 毎年10月に見直しを実施

「基準利率」とは、「付与額」に対する「利子」を算定するための率です。

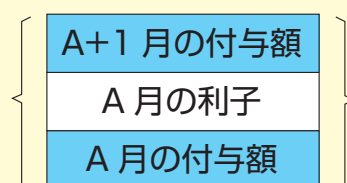
●基準利率による付利のイメージ●

A 月



$$\times \text{基準利率} = \text{A月の利子}$$

A+1 月



$$\times \text{基準利率} = \text{A+1月の利子}$$

...

※ ここでの「基準利率」は1ヵ月単位に換算したもので、「利子」は複利計算で付与されます。

「基準利率」は、次に掲げる事項などを勘案して定めることとされています。

- ・ 国債の利回り（10年国債の応募者平均利回りの直近1年平均と直近5年平均の低い方）を使用すること
- ・ 積立金の運用状況とその見通し
- ・ 下限は0%とする
- ・ 国共済と地共済で同一の率とすること

なお、この「基準利率」は、毎年9月30日までに連合会の定款で定められることとされており、その年の10月から翌年の9月まで適用されます。

まめ知識

平成27年9月30日までの組合員期間をお持ちの方に対する給付

退職等年金給付は、平成27年10月1日以降に組合員の皆さまにご負担頂く掛金と事業主負担をもとにした給付です。

したがって、同日前の組合員期間については退職等年金給付の給付額の算定基礎とはなりませんが、同日前の組合員期間を有する皆さまは、この「同日前の組合員期間」を計算の基礎とする従来の職域部分（旧職域部分）を受給することができます。詳しくはホームページをご覧ください。

【H27.10.1 前後の組合員期間を有する方】		【H27.10 以降のみの組合員期間を有する方】	
H27.9 以前の期間で算定		H27.10 以後の期間で算定	
旧職域部分	退職等年金給付		退職等年金給付
老齢厚生年金		老齢厚生年金	
老齢基礎年金		老齢基礎年金	

「終身年金現価率」の設定

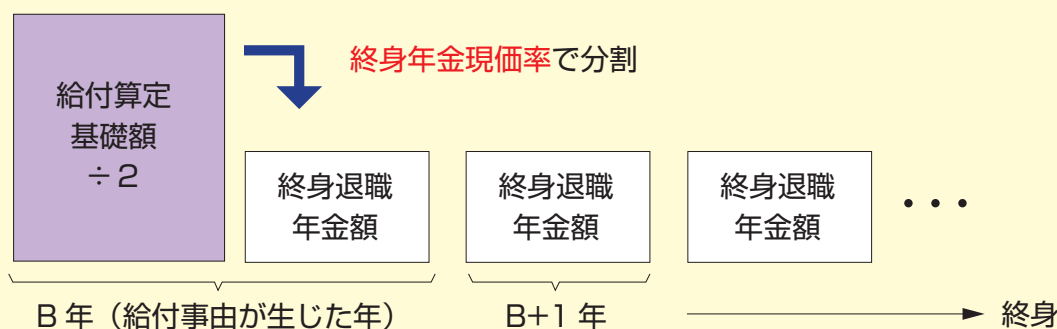
ポイント！

- ◆ 終身にわたり、おおむね一定額の年金額となるように定める
- ◆ 将来にわたって財政が国共済と地共済の合算で均衡すること
- ◆ 毎年10月に見直しを実施

「終身年金現価率」とは、「給付算定基礎額」の1/2から「終身退職年金」としての年金額を計算する際に用いられる率です。

●終身退職年金額のイメージ●

$$\text{給付算定基礎額} \div 2 \div \text{B年の終身年金現価率} = \text{B年の終身退職年金額}$$



※ B+1年以後の年金額については、毎年10月の「基準利率」の見直しに伴い改定されます。物価や賃金の変動を基礎とした再評価は行われません。

「終身年金現価率」は、次に掲げる事項などを勘案して、終身にわたり、おおむね一定額の年金額を受給できるように定める（年齢別）こととされています。

- ・「基準利率」
- ・国共済および地共済の死亡率の状況とその見通し
- ・国共済と地共済で同一の率とすること
- ・積立基準額と積立金とが将来にわたって均衡を保つことができるようにすること

なお、この「終身年金現価率」は、「基準利率」を算定要素の一つとすることから、毎年9月30日までに連合会の定款で定められることとされており、その年の10月から翌年の9月まで適用されます。



「有期年金現価率」の設定

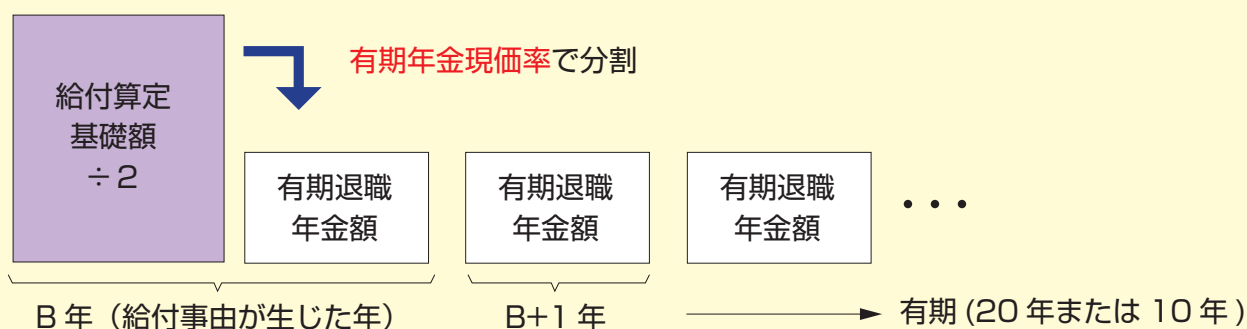
ポイント！

- ◆ 支給残月数の期間において、おおむね一定額の年金額となるように定める
- ◆ 将来にわたって財政が国共済と地共済の合算で均衡すること
- ◆ 毎年10月に見直しを実施

「有期年金現価率」とは、「給付算定基礎額」の1/2から「有期退職年金」としての年金額を計算する際に用いられる率です。

●有期退職年金額のイメージ●

$$\text{給付算定基礎額} \div 2 \div \text{B年の有期年金現価率} = \text{B年の有期退職年金額}$$



※ B+1年以後の年金額については、毎年10月の「基準利率」の見直しに伴い改定されます。物価や賃金の変動を基礎とした再評価は行われません。

※ 有期退職年金は、年金による受給に代えて一時金（給付事由が生じた日における給付算定基礎額 ÷ 2）による受給を選択することも可能です。

「有期年金現価率」は、次に掲げる事項などを勘案して、支給残月数の期間において、おおむね一定額の年金額を受給できるように定める（支給残月数別）こととされています。

- ・「基準利率」
- ・国共済と地共済で同一の率を定めること
- ・積立基準額と積立金とが将来にわたって均衡を保つことができるようにすること

なお、この「有期年金現価率」は、「基準利率」を算定要素の一つとすることから、毎年9月30日までに連合会の定款で定められることとされており、その年の10月から翌年の9月まで適用されます。

参 考

「退職等年金給付制度」では、毎月の付与額と利子の総額が各組合員ごとの将来における給付原資となるため、組合員の皆さまには毎年6月末ごろ、その年の3月時点における「付与額」や「利子」等の状況を通知することを予定しています【仮想個人勘定残高通知書（仮称）】。

「掛金率」の設定

ポイント！

- ◆ 将来にわたって財政が国共済と地共済の合算で均衡すること
- ◆ 上限は0.75%（法律に明記、掛金と同額の事業主（国等）の負担あり）
- ◆ 制度発足後当分の間は、財政の安定に留意すること
- ◆ 国共済と地共済ともに同一の率とする

「掛金率」とは、組合員の皆さまにご負担いただく「掛金額」を算定するための率です。

●掛金額の計算●

標準報酬の月額 または 標準期末手当等の額 × 掛金率 = 掛 金 額

上記により算定された「掛金額」と同額の事業主（国等）による「負担金額」との合計額とこの合計額に対する利子が、「退職等年金給付」の財源となります。

今回設定する「掛金率」は、「退職等年金給付に要する費用の予想額」÷「標準報酬の月額等の予想額」により算出されますが、それぞれの額や「掛金率」を算出する際には次に掲げる事項を勘案して定めることとされています。

- ・ 積立金がゼロからのスタートであることや、掛金率に上限が設けられているために積立不足に対する追加拠出が無制限に行えないことから、制度発足後当分の間は、財政の安定に留意すること
- ・ 「付与率」（地共済と同率）および「基準利率」（地共済と同率）
- ・ 「掛金率」の上限は0.75%であること
- ・ 国共済と地共済で同一の率とすること

現在、連合会では、以上ご紹介させて頂きました内容を踏まえた財政計算を実施しています。この財政計算終了後、運営審議会の議を経たうえで、それぞれの率について財務大臣認可を得ることとなります。

これらにつきましては確定次第、皆さまにご報告させていただきます。

平成27年8月発行
国家公務員共済組合連合会

〒102-8081
東京都千代田区九段南1-1-10
九段合同庁舎
☎ 03-3222-1841（代表）



ご存じですか？
ジェネリック医薬品（後発医薬品）

～お薬代が節約できます～

ジェネリック医薬品とは、厚生労働省の承認を得て、先発医薬品と同じレベルの品質、有効性、安全性が確保されて発売されている医薬品のことです。

～ お薬の種類・処方等については、
医師、薬剤師の先生にご相談ください ～

ジェネリック医薬品を希望する場合は、「ジェネリック医薬品お願いカード（http://www.generic.gr.jp/card_gif.html）」を組合員証や診察券、または処方せんと一緒に提示しましょう。

詳しくは
<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201309/4.html>